

(10) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成24年5月23日

鳥取県知事 平 伸 治

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(狩猟税の税率の特例) 第208条の2 平成20年4月1日から平成25年3月31までの間に受ける狩猟者の登録であって次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわら	(狩猟税の税率の特例) 第208条の2 平成20年4月1日から平成25年3月31までの間に受ける狩猟者の登録であって次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわら

ず、同条第1項又は第2項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

(1) 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録

(2) 略

ず、同条第1項又は第2項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

(1) 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第5項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録

(2) 略

附 則

この条例は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第10号）の施行の日から施行する。